

居宅介護・重度訪問介護

**【重要事項説明書】**

## 1 事業所経営法人の概要

法人の名称・種別	ダイヤサービス有限会社	代表者氏名	大野 法明
所在地	愛媛県松山市祇園町6番15号	電話番号	089-909-3345

## 2 事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名称	ダイヤサービス	指定事業所番号	3810104087
事業所所在地	愛媛県松山市中村二丁目7番23号	通常の事業の実施地域	松山市・東温市・伊予市（島嶼部は除く）
電話番号	089-909-3345	サービスの種類	居宅介護・重度訪問介護

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ダイヤサービス有限会社が開設するダイヤサービス（以下「事業所」という。）が行う居宅介護及び重度訪問介護（以下「サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、身体障害者及び重度の肢体不自由者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護及びその他の生活全般にわたる援助を行う。 2 事業の実施にあたっては、関係市町、特定相談支援事業所、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (3) 緊急時及び事業所窓口の営業日時・連絡先

営業日	月曜日～金曜日 ただし祝日及び1/1・12/31を除く	営業時間	9:00～18:00
電話番号	089-909-3345		

### (4) サービス提供可能な日時

提供日	通 年	提供時間	24時間
-----	-----	------	------

### (5) 事業所の職員体制

管理者	篠田 和宏			
サービス提供責任者	篠田 和宏	藤岡 彩	音地 雅行	小林 美加

### (6) 職員の職種、員数及び職務内容

管理者 (常勤1名) (サービス提供責任者、訪問介護員と兼務)	職員及び業務の管理を一元的に行う。
	職員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
	職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
	事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
サービス提供責任者 (非常勤4名) (訪問介護員と兼務)	サービスの利用の申込みに係る調整を行う。
	個別支援計画の作成並びに利用者等への説明を行い、同意を得た上で交付する。
	サービスの実施状況の把握及び個別支援計画の変更を行う。
	利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
	訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。

	訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
	訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
	訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施する。
	その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。
訪問介護員 (常勤1名) (非常勤14名)	個別支援計画に基づき、日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。
	サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
	サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行う。
	サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受ける。
共 通	職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示する。

※ 訪問介護員の員数については、業務の状況により変動する場合あり。

(7) 第三者評価の実施状況

なし

3 提供するサービスの内容等及び利用料等について

(1) 提供するサービスの種類とその内容

個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた個別支援計画を作成する。
食事介助	食事の介助を行う。
入浴介助	入浴(全身・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)洗髪等を行う。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行う。
起床・就寝介助	ベッド・布団への誘導、ベッド・布団からの起き上がり等の介助を行う。
更衣介助	上着、下着等の更衣の介助を行う。
身体整容	洗面、口腔ケアや日常的な整髪、爪切り、耳掃除等の身体整容を行う。
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行う。
移動・移乗介助	室内外の移動、車いす等へ移乗の介助を行う。
通院・外出介助	外出の準備、院内介助、買い物等の会計介助、帰宅後介助等を行う。
服薬介助	服薬の手伝い、服薬・残薬の確認等を行う。
医療行為	医師の指示に基づき、点眼、浣腸、薬の塗布等を行う。
特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))の調理を行う。
自立生活支援のための見守りの援助	利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行う。
	入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行う。
	ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行う。
	車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助する。
	排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩く。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。)
	洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。

	認知症の利用者と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促す。
買物	利用者の日常品の買い物、薬の受け取りを行う。
調理	利用者の食事の用意を行う。
掃除	利用者の居室等の掃除や整理整頓、ゴミ出し、布団干し、ベッドメイク、食器洗いをを行う。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯、乾燥（物干し）取り入れ・収納、アイロンがけを行う。

(2) 注意事項

保険給付として不適切な事例	庭掃除、ペットの世話、洗車、来客の応接、模様替え等の日常的な家事の範囲を超える行為
	法律上認められていない医療行為の提供
	利用者が不在の場合のサービス提供（途中で不在になる場合も含む）
	サービス提供中の飲酒、喫煙（同居家族も含む）
禁止行為	職員個人の連絡先の交換
	職員への金品等の贈与
	職員へのセクハラや罵倒・侮辱・暴力行為
	職員への宗教、政治、営利活動の勧誘

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額

	サービス提供時間	利用料		サービス提供時間	利用料
	身体介護	30分未満		2,550円	家事援助
30分以上1時間未満		4,020円	30分以上45分未満	1,520円	
1時間以上1時間30分未満		5,840円	45分以上1時間未満	1,960円	
1時間30分以上2時間未満		6,660円	1時間以上1時間15分未満	2,380円	
2時間以上2時間30分未満		7,500円	1時間15分以上1時間30分未満	2,740円	
2時間30分以上3時間未満		8,330円	1時間30分以上	3,090円に15分増すごと350円を加算	
3時間以上		9,160円に30分増すごと830円を加算			

	サービス提供時間	利用料	サービス提供時間	利用料
	重度訪問介護	1時間未満	1,850円	3時間以上3時間30分未満
1時間以上1時間30分未満		2,750円	3時間30分以上4時間未満	7,320円
1時間30分以上2時間未満		3,670円	4時間以上8時間未満	8,170円に850円/30分加算
2時間以上2時間30分未満		4,580円	8時間以上12時間未満	14,970円に850円/30分加算
2時間30分以上3時間未満		5,500円	12時間以上16時間未満	21,720円に800円/30分加算

※ 利用者負担額は、利用者負担割合に応じた額となる。

(4) 提供するサービスに加算される利用料、利用者負担額等

加算の種類	対象の有無	利用料	算定回数等
緊急時訪問介護加算	○	1,000円	1回 (1月に2回まで)
初回加算	○	2,000円	初回のみ
時間外加算(早朝・夜間)	○	対象サービスの25%	対象サービスにつき 1回
時間外加算(深夜)	○	対象サービスの50%	対象サービスにつき 1回
処遇改善加算Ⅰ	○	居宅介護：27.4% 重度訪問介護：20.0%	毎月
特定処遇改善加算Ⅰ	○	居宅介護：7.0%	毎月
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	○	居宅介護：4.5% 重度訪問介護：4.5%	毎月
特定事業所加算Ⅱ	○	居宅介護：10%	毎回

※ 利用者負担額は、利用者の介護保険負担割合に応じた額となる。

(5) その他の留意事項

サービス提供	サービス提供時間数は実際にサービス提供に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとする。
	サービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて事業所が行い、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。
	サービス提供は個別支援計画に基づいて行う。なお、個別支援計画は、利用者等の心身状況や意向などの変化により必要に応じて変更できるものとする。
サービス実施記録	サービス提供時間には、訪問介護員が行う記録(サービス実施記録等)の記入時間も含まれる。
	サービス実施記録は、サービス実施ごとに日時、内容等を訪問介護員が記入し、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとする。(心身に不自由のある場合は、この限りではない。)また、利用者の確認を受けた後はその控えを利用者に交付する。
	サービス実施記録は、サービス提供の完結した日から5年間保存する。
	利用者(家族)は、事業所が保存するサービス実施記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができる。
サービス提供日時の変更	利用者が、サービス提供日時の変更を希望の場合は、あらかじめ事業所に連絡をすることで変更可能とする。なお、キャンセル料については、下記参照とする。
契約情報の変更	契約期間中に障害者手帳に記載された内容(被保険者資格、認定の有効期間等)や利用者の住所等に変更があった場合は、利用者は、速やかに事業所に知らせるものとする。
特定相談支援事業者等との連携	サービスの提供に当たり、特定相談支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。
	サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する個別支援計画の写しを、利用者の同意を得た上で特定相談支援事業者に速やかに送付する。
	サービスの内容が変更された場合、またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに特定相談支援事業者へ送付する。

加算	利用者の心身状況等により重介護が認められる場合、同時に2人がサービス提供を行ったときは、所定単位数の100/200で算定する。
	時間外加算の早朝・夜間は、6:00から8:00、18:00から22:00までを指す。
保険適用外サービス	利用者が、保険適用外のサービスの利用を希望の場合は、希望内容に応じて市町が実施する配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)等の住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行う。
	上記におけるサービス利用をせず、事業所におけるサービスを希望する場合は、別途契約に基づく保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によるサービスを提供する。

#### 4 その他の費用について

項目	適用	料金
交通費	利用者の居宅が通常の事業の実施地域	無料
	利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外	利用者負担 ※1
	通院・外出介助における訪問介護員の公共交通機関等交通費	
キャンセル料	前日連絡	無料
	当日連絡	1,000円 (外税・保険適用外) ※2 ※3
電気、ガス、水道の費用	サービス提供に必要な利用者の居宅での使用分	利用者負担

※1 自動車使用の場合は、通常の実施地域を超えた地点から片道1kmにつき50円の計算とする。  
 ※2 利用者不在、利用者(家族)が飲酒、酒気帯びの場合は、当日キャンセルの扱いとする。  
 ※3 利用者の病状の急変や、急な入院等の場合は、この限りではない。

#### 5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

締日	サービス提供月の末日				
請求方法	請求書(サービス提供月の翌月15日発送予定)				
支払期日	請求月の27日				
支払方法	振替		振込		集金

※ 振替・別紙参照

※ 正当な理由がないにも関わらず、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払が無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を支払うものとする。

※ 代理受領の場合、代理受領の支払いが確認できた後、代理受領通知書を利用者に渡すこととする。

#### 6 事故発生時の対応方法について

保険会社名	東京海上日動保険株式会社
保険名	事業活動包括保険
補償の概要	身体障害・財物損壊

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族及び特定相談支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じる。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 事業所は、前項の事故の内容等を記録するとともに、当該記録を対応が完了した日から5年間保存するものとする。

## 7 緊急時の対応について

主治医・病院		指定連絡先	
電話番号		電話番号	

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告を行う。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定したガイドラインを遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。</p> <p>職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続する。</p> <p>事業者は、職員に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、雇用期間内外も、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。</p>
個人情報の保護	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いない。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。</p> <p>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となる。）</p>

## 9 担当の訪問介護員の変更を希望する場合の相談窓口について

相談窓口	ダイヤサービス	電話番号	089-909-3345
相談担当者	音地 雅行	受付日時	平日 9:00～18:00

## 10 虐待の防止について

### (1) 虐待に係る利用者及びその家族等からの相談を受け付けるための窓口

相談窓口	ダイヤサービス	電話番号	089-909-3345
虐待防止に関する責任者	音地 雅行	受付日時	平日 9:00～18:00

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げる必要な措置を講じる。虐待防止に関する責任者を選定し、相談を受け入れる。

成年後見制度の利用を支援する。

苦情解決体制を整備している。  
 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施している。  
 サービス提供中に、職員または養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報する。

(2) その他の相談窓口

相談窓口	松山市障がい福祉課	電話番号	089-948-6849
所在地	愛媛県松山市二番町四丁目 7-2	受付日時	平日 8:30～17:15

相談窓口	中予地方局 健康福祉部地域福祉課	電話番号	089-909-8756
所在地	愛媛県松山市北持田町 132	受付日時	平日 8:30～17:15

1.1 サービス提供に関する相談、苦情等について

(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族等からの相談及び苦情を受け付けるための窓口

相談窓口	ダイヤサービス	電話番号	089-909-3345
相談担当者	音地 雅行	受付日時	平日 9:00～18:00

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとする。  
 苦情または相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。  
 特に事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。  
 相談担当者は速やかに、管理者や職員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。  
 関係者への連絡調整を迅速かつ確実にし、必ず利用者へ対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は、一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。)  
 事業所は、苦情の内容等を記録するとともに、当該記録を対応が完結した日から5年間保存するものとする。

(2) その他の苦情申立の窓口

相談窓口	松山市障がい福祉課	電話番号	089-948-6849
所在地	愛媛県松山市二番町四丁目 7-2	受付日時	平日 8:30～17:15

相談窓口	中予地方局 健康福祉部地域福祉課	電話番号	089-909-8756
所在地	愛媛県松山市北持田町 132	受付日時	平日 8:30～17:15

重要事項説明同意書

年 月 日

居宅介護・重度訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 ダイヤサービス有限会社  
代表取締役 大野 法明

所在地 愛媛県松山市祇園町6番15号

事業所 ダイヤサービス

所在地 愛媛県松山市中村二丁目7番23号

管理者 藤岡 彩

説明者

私は、本書面に基づいて居宅介護・重度訪問介護の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所

利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印

利用者との関係

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとする。